

令和8年度

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金

実施要領

【事業実施主体】

公益社団法人びわこビジターズビューロー

【書類の提出方法】

■事業参画：「参画登録申請」の提出

○提出期間

令和8年4月1日（水）～ 令和8年12月25日（金） ※消印有効

※予算上限に達し次第、予告なく受付を停止することがございます。

○問合せ・書類提出先

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

びわこビジターズビューロー 担当：岡本

TEL 077-511-1532 E-MAIL coupon@biwako-visitors.jp

[土日祝除く9時から17時まで]

■事業実績：「交付申請書兼助成金請求書」の提出

○提出期間

参画登録承諾通知後 ～ 令和9年3月12日（金） ※消印有効

○問合せ・書類提出先

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

びわこビジターズビューロー 担当：岡本

TEL 077-511-1532 E-MAIL coupon@biwako-visitors.jp

[土日祝除く9時から17時まで]

※封筒の裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

※申請期間を過ぎて提出された場合は受理できませんので、時間に余裕をもって申請してください。

【助成金の支払い】

公益社団法人びわこビジターズビューロー

(1) 目的

滋賀県では、滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる“シガリズム”のコンセプトを活かした観光誘客を進めています。

公益社団法人びわこビジターズビューローは、二酸化炭素の排出削減が見込まれる電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）（以下「次世代自動車」という。）を移動手段として利用する滋賀県内の観光周遊を促進し、サステイナブルツーリズムを推進するため、次世代自動車のレンタカー利用に対して助成を行います。

(2) 事業実施主体

公益社団法人びわこビジターズビューロー

(3) 期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）

(4) 助成対象者

自家用自動車有償貸渡業（「レンタカー業務」）の許可を取得し、滋賀県内に事業所等*を有するレンタカー事業者

※ 事業所等・・・支店、営業所、その他事業実施主体が認めるもの

(5) 助成内容

レンタカー事業者が貸し出す次世代自動車（EV、PHV、FCV）の利用料*の一部を助成する。

ただし、助成対象とするために下記の要件を満たす必要がある。

・滋賀県内を発着とすること

・観光目的で利用すること

※利用料・・・基本料金（消費税抜き）のみとしオプション料金や免責補償等は対象外とする。

※県内の観光周遊の確認が必要となります。

・1台あたり最大96時間（4日分）までの利用とすること

(6) 助成額

助成率：2分の1（1/2）以内

上限額：7,000円/台（24時間あたり）

※助成額の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(例①) 次世代自動車レンタカー 基本料金24時間あたり15,000円の場合

15,000円（消費税抜き）×1/2 = 7,500円

対象経費 7,500円 > 上限額 7,000円 ⇒ 助成額 7,000円

(例②) 次世代自動車レンタカー 基本料金12時間あたり9,500円の場合

9,500円（消費税抜き）×1/2 = 4,750円

対象経費 4,750円 < 上限額 7,000円 ⇒ 助成額 4,700円

※100円未満は切り捨て

(例③) 次世代自動車レンタカー 基本料金24時間あたり13,500円（消費税抜き）、以降の利用が1日あたり11,000円（消費税抜き）で、72時間（3日間）利用した場合

(13,500円+11,000×2)×1/2 = 17,750円

対象経費 17,750円 < 上限額 21,000円（7,000円×3日）

⇒ 助成額 17,700円

※100円未満は切り捨て

(7) 助成金手続きの流れ

①事業参画登録申請（レンタカー事業者）

レンタカー事業者は、本助成事業の利用にあたり、下記書類を郵送またはE-MAILで提出してください。

ア 参画登録申請書（様式第1号）

イ 添付書類

(1) 自家用自動車有償貸渡業（レンタカー業）の許可書（写）

※滋賀県内の営業に関する許可等を証する書類を含む。

(2) 誓約書（様式第1号 別紙1）

②利用申請（利用者）

次世代自動車の貸し出し時に、利用者に事業の趣旨（観光目的での利用）を説明いただき、利用者による「利用申請書兼実績確認書（様式第2号の表面）」の記入が必要となります。

※WEB等での事前予約時ではなく、利用当日に記入してもらうこと。

また、利用者がレンタカー返却時に、レンタカー事業者によって「利用申請書兼実績確認書（様式第2号の裏面）」のチェックや確認欄の記載が必要となります。

③交付申請及び助成金請求（レンタカー事業者）

事業実施後、原則として月1回を上限として、下記書類を郵送またはE-MAILで提出してください。

ア 交付申請書兼助成金請求書（様式第3号）

イ 添付書類

(1) 利用申請書兼実績確認書（様式第2号）

※交付申請にかかる全ての利用申請書兼実績確認書（様式第2号）の原本を添付

(2) 実績総括調書

※①に関して実績総括調書に必要事項を記載

(3) 口座振込依頼書（様式第3号 別紙1）

④助成金の支払い

交付申請書兼助成金請求書（様式第3号）の内容を確認し、不備等がなければ、事業実施主体から助成金をお支払いします。

【留意事項】

※ 交付申請書兼助成金請求書の内容確認に時間を要する場合、当該助成金の支払いが遅れる可能性がありますので御留意ください。

※ 予算上限に達し次第、予告なく受付を停止することがあります。

※ 本要領は予告なく改訂することがあります。

(8) 書類の提出先・問い合わせ

公益社団法人びわこビジターズビューロー

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階

電話：077-511-1532 FAX：077-526-4393

E-mail：coupon@biwako-visitors.jp

(9) その他

- ① 助成金の事務において、疑義が生じた場合には追加で資料の提出を求める場合があります。
- ② 当要領や関係規程に定める規定に違反する行為がなされた場合や、記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、助成金の返還を求める場合があります。
- ③ 経理等の証拠書類は整理し、助成事業終了後5年間保存してください。

(10) 手続きの流れ

